

第6章 史跡竹田城跡の「保存」と「活用」のあり方

1 基本理念

竹田城跡を次世代へ確実に伝達していくためには、管理団体である朝来市が中心となり、本質的価値と構成要素を明確化しながら、市民や関係者との連携を図り、それらを適切に保護していかなければならない。

その上で、竹田城跡が有する本質的価値を適正に保存することを前提に、本質的価値を最大限に引き出しながら、活用することが必要である。

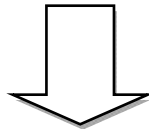
【現状の課題・問題点】

(1) 「保存」について

- ①急増した見学者への応急的な対応に追われている
- ②中長期的な保存整備に関する計画がない
- ③本質的価値を構成する要素の調査・研究が不十分である

(2) 「活用」について

- ①急増した見学者への応急的な対応に追われている
- ②活用に関する計画・戦略が不透明である
- ③石垣の景観に頼りすぎない史跡の魅力開発が求められる



(1) 保存

- ①城跡内の遺構・遺物を確実に保存し、周辺環境並びに景観を適正に管理することにより、本質的価値を将来にわたって守り伝える。
- ②城跡の調査研究を継続することによって城跡本来の姿を解明し、適正な保存や新たな価値の発見につなげる。

(2) 活用

- ①城跡を「我がまちの誇り」とするため、文化財の理解を高めるとともに城跡総体の持つ価値が興味へとつながる活用を目指す。
- ②城跡を朝来市の文化を示す「核」と位置づけ、多様な手法を効果的に用いて情報発信することで、市の活性化につなげる。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、竹田城跡の「保存」と「活用」の基本方針を以下に示す。

(1) 保存

①遺構・遺物の保存に必要な措置を行う

- ◇城跡内の現状を把握し、遺構の損壊や土の流出によって遺構・遺物が露出するなどの恐れがある箇所については、早急に保護措置を行う。
- ◇城跡の本質的価値を構成する諸要素を適正に保存する。
特に、城跡の象徴をなす石垣遺構については、見学者の安全確保の観点も考慮し、計画的な管理や修理などの保護措置を行う。

②城跡内の調査研究を行う

- ◇城跡内の遺構を適正かつ安全に保存するために、石垣の現況測量をはじめ、城内の多様な遺構の調査・研究を計画的に進め、記録を蓄積・分析して将来の保護措置につなげる。
- ◇曲輪（群）・塹堀・大塹堀など、現状では認識しづらい遺構や花屋敷の石塁などについては、適切な調査・研究を行うことにより、将来の保護措置につなげる。
- ◇古城山全域の遺構や山麓部の赤松氏居館跡推定地周辺の調査を計画的に進め、城跡の実態を明らかにすることで本質的価値の保存と適正な活用を図る。
また、未見の文献・絵図などの資料などについて調査・研究を継続する。

③古城山の環境と周辺景観の一体的な管理を行う

- ◇城跡の環境については、遺構の保存を最優先に、城跡が立地する古城山の環境や周辺景観との調和を意識した管理を進める。
- ◇山頂や周辺地域からの眺望・景観を考慮しての山並み景観・農村景観・河川景観などの一体的な保存を図る。

(2) 活用

①市民と行政が一体となって活用を進める

- ◇学術調査の積極的な情報発信や公開により、その価値を市民と共有し、多様な参画を得ながら活用を図る。

②城跡の魅力を伝えるための整備を図る

- ◇城跡の理解を深めるうえで必要な施設を検討し、現状の施設内容や配置を見直し、適切な活用を図るための施設を整備する。

③城下町を含めた回遊性の創出を進める

- ◇城下町やあるいは城下町に残る歴史文化遺産、たけだ城下町交流館（情報館「天空の城」）、円山川の自然環境などと一体となった、朝来市内の回遊性の創出を目指す。

3 基本的な方向性

【目標】

適正な「保存」と「活用」を行うためには、史跡の保存を担う行政と活用を図る市民（民間団体も含む）との関わりが重要である。本質的価値を将来にわたり維持しながら、保存と活用の両立を目指す。



◇保護盛土による保護措置

土の流出などによって表出している遺構面については、保護盛土による保護措置を適時実施する。

◇石垣の保護

石垣については、定期的な調査を行うため『石垣調査票』などによる調査体制を整える。

今後の解体修復などの基礎資料、石垣修理計画などを作成しながら、計画的に実施する。

修復に際しては、伝統技法を踏襲し、石垣の専門家の助言・指導の基に実施する。

◇石垣以外の遺構保護

石垣以外の遺構である井戸曲輪、大竪堀、曲輪などの城郭遺構についても、状況の把握と修理・整備などにより適正な保存を図る。

◇樹木・景観の管理

遺構（石垣など）の保存を前提とし、主郭部からの眺望や、周辺地域からの眺望を阻害しないように配慮した樹木管理計画を策定する。

◇史跡の本質的価値における調査

城跡内の定期的な調査を実施するとともに、必要に応じて測量調査などを行い、保存管理の記録として整備する。遺構の保護措置については、長期的な視点に立ち、短期・中期・長期の段階的に進める。

◇調査研究の情報発信による、協働意識の高揚

発掘調査や修理現場の公開など、城跡の保存・活用に関する情報発信を行い、市民意識の向上を図る。

◇城跡が「学習の場」となる整備

城跡のスペシャリスト（城跡に関わる職員やガイドなど活用に関わる人材）を養成するための「ヘリテージ講座」や、親子で城跡について学び地域への愛着を育む「親子見学会」などの開催により、城跡を知り、身近なものとして認識できる機会を整備する。

◇ガイダンス施設の充実による魅力発信

情報館「天空の城」や山城の郷の「資料展示室」を整備して、城跡の魅力を紹介する展示の更新・充実を図る。また研究拠点となる施設の整備も検討する。

◇必要な便益施設の整備

遺構の保存を前提に、景観と調和した必要とされる便益施設を整備する。

また、現在設置された施設のうち、城跡にそぐわないものや、活用上必要でないものについては、設置の経緯などを把握し、適時見直しを図る。

◇城跡と城下町が一体となった活用方法の検討

交通体系や登山道ルートを検討し、城と城下町をつなぐ含めた回遊ルートの整備活用を図る。また、眺望の魅力を活かしたビューポイントの整備を進める。

4 地区ごとの「保存」と「活用」の方向性



P109: 保存管理の地区区分図

《史跡指定地内》

A 地区 : 主 郭 部	<p>【概要】</p> <p>主郭部の保存は、重要度・認知度・緊急性が高いため、厳格な保存の継続を前提とし、保護措置のあり方について、関係者（機関）との合意形成を図りながら、計画的に実施する。</p>
	<p>【具体策の方向性】</p> <p>◇石垣については、「石垣調査票」に基づく調査を定期的に行い、基礎資料を蓄積した上で保護措置の計画を検討するとともに、崩落の危険性の高い石垣については、早急な対応を図る。</p> <p>◇石垣の保護を図る上で、必要に応じて立ち入りを制限した場合は、その制限要因の原因究明と対策を検討し、早期の公開にむけた保護措置を図る。</p> <p>◇主郭内の樹木などについて現状調査を行い、適正な管理基準の設定を進める。</p> <p>◇見学者の安全を確保するため、遺構の保存を前提に、必要最小限の見学通路、安全施設、災害・救急施設の整備を計画的に整備する。</p> <p>◇郭表示柱やベンチなどの老朽化している施設、危険表示案内板や禁止行為説明板などのサイン施設のデザイン、内容、設置場所について検討する。</p>
B 地区 : 主 郭 部 以 外	<p>【概要】</p> <p>曲輪群・竪堀・大手道などの、史跡の「本質的価値を構成する要素」が分布し、A地区と同じ方針で、保存を前提とした活用を図る。</p>
	<p>【具体策の方向性】</p> <p>◇遺構の分布状況や残存状況などの調査を行い、適正な保存・活用を図る。</p> <p>◇竪堀、井戸曲輪などについては、状況の把握と整備を実施して、遺構が認識できるように保護措置を図る。また、これらの遺構へのアプローチを整備する。</p> <p>◇遺構の内容を理解できる案内板や説明板を検討する。</p> <p>◇遺構の基盤保護や眺望・景観に考慮した植生管理を行う。</p>
C 地区 : 居 館 跡 推 定 地	<p>【概要】</p> <p>赤松氏居館跡とされ、平成 25・26 年度に石垣修復などの整備工事が行われたが、居館跡全体の解明には至っていないため、保存を前提に調査を進める。</p>
	<p>【具体策の方向性】</p> <p>◇調査を継続的に行い、その成果に基づいて適正な保存・活用を図る。</p> <p>◇居館跡の構造を明らかにし、残存石垣の特徴などについて説明板を設置するなど、山頂及び山腹部遺構との関連性を理解できるようにする。</p> <p>◇赤松氏居館跡に接する大手道の発掘調査などを実施することで、山頂及び山腹部遺構との関連性を明らかにする。</p>



P109: 保存管理の地区区分図

《史跡指定地外》

D地区 ： 山腹部の 遺構群	<p>【概要】</p> <p>古城山山腹部の周知の埋蔵文化財包蔵地だが、中世城郭遺構と大堅堀や登り石垣などの近世城郭遺構が存在するため、早期の追加指定の必要性があり、関連遺構の保存を前提とした活用を図る必要がある。</p>
	<p>【具体策の方向性】</p> <p>◇城郭遺構の分布や残存状況などの学術調査を行い、適正な保存と活用を図る。 ◇倭城の特徴に類似する遺構のうち、「登り石垣」が特に崩壊の危険性が高いため、早急に調査を実施し、その保存方法について検討する。 ◇大堅堀や石取り場などの遺構が認識できる保護措置を検討する。また、遺構を理解できる案内板や説明板を検討する。 ◇植生については、遺構の保存と景観、眺望、ビューポイントの設定、防災などを考慮し、計画的な管理を目指す。</p>
E地区 ： 遺構群 以外の 山腹部	<p>【概要】</p> <p>D地区以外の古城山山腹部で、周知の埋蔵文化財包蔵地内であるため、開発行為などを行う際には事前の調査と協議などが必要である。</p>
	<p>【具体策の方向性】</p> <p>◇遺構の分布状況や残存状況の確認、前期太田垣氏居館跡に伴う発掘調査などを計画的に実施し、その成果に基づいた保護措置と活用を図る。 ◇現在利用禁止となっている登山道（観音寺登山道、安井登山道）の活用を再検討し、周辺の植生管理、サイン施設の設置などにより「史跡をめぐる」コースとして活用を検討する。 ◇植生については、遺構の保存と景観・眺望・ビューポイントの設定・防災などを考慮し、計画的な植生・景観管理を目指す。</p>